



第3章 消費課税



3-1 たばこ税の見直し



葉巻たばこの一種「リトルシガー」に対するたばこ税について、紙巻たばこと似た商品にもかかわらず税負担に差があり、問題視されていました。そこで、課税の公平性の観点から、2020年10月1日から葉巻たばこに係る「国及び地方のたばこ税の課税方式」について、次の通り見直しを行うことになりました。

<改正の内容>

①課税方式の見直し

軽量な葉巻たばこ 1本 = 紙巻たばこ 1本分 として換算

※「軽量な葉巻たばこ」とは、**1本当たりの重量が1g未満の葉巻たばこ**をいいます。

②課税方式の経過措置

激変緩和の観点から、**1本当たりの重量が0.7g未満の葉巻たばこ**に限り、同日から2021年9月30日までの間については下記の通り経過措置が設けられています。

葉巻たばこ 1本 = 紙巻たばこ 0.7本分 として換算

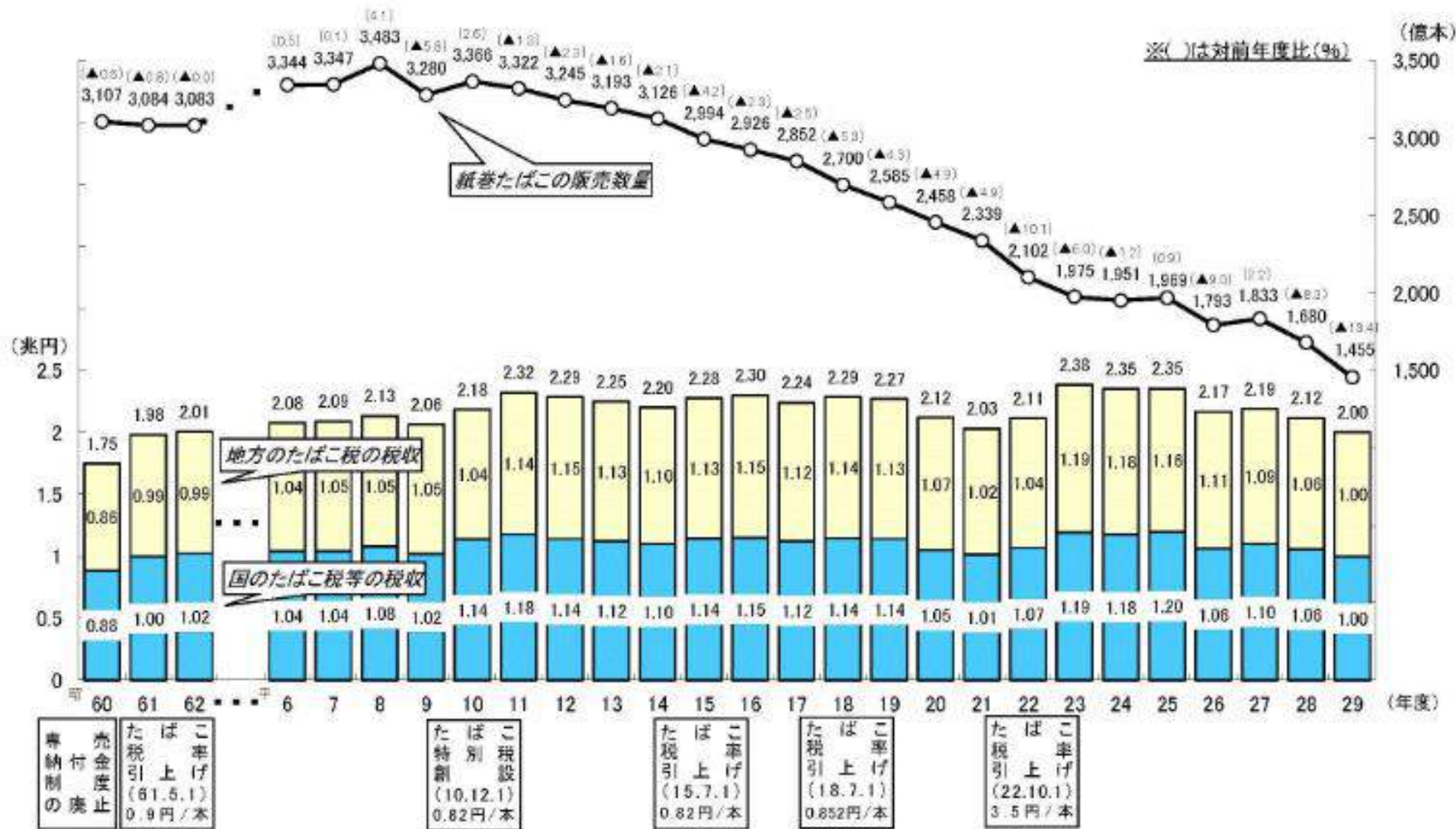




3-1 たばこ税の見直し（参考資料）

たばこ税等の税収と紙巻たばこの販売数量の推移

（財務省HPより引用）



3-2 法人に係る消費税の申告期限の特例の創設

新設!

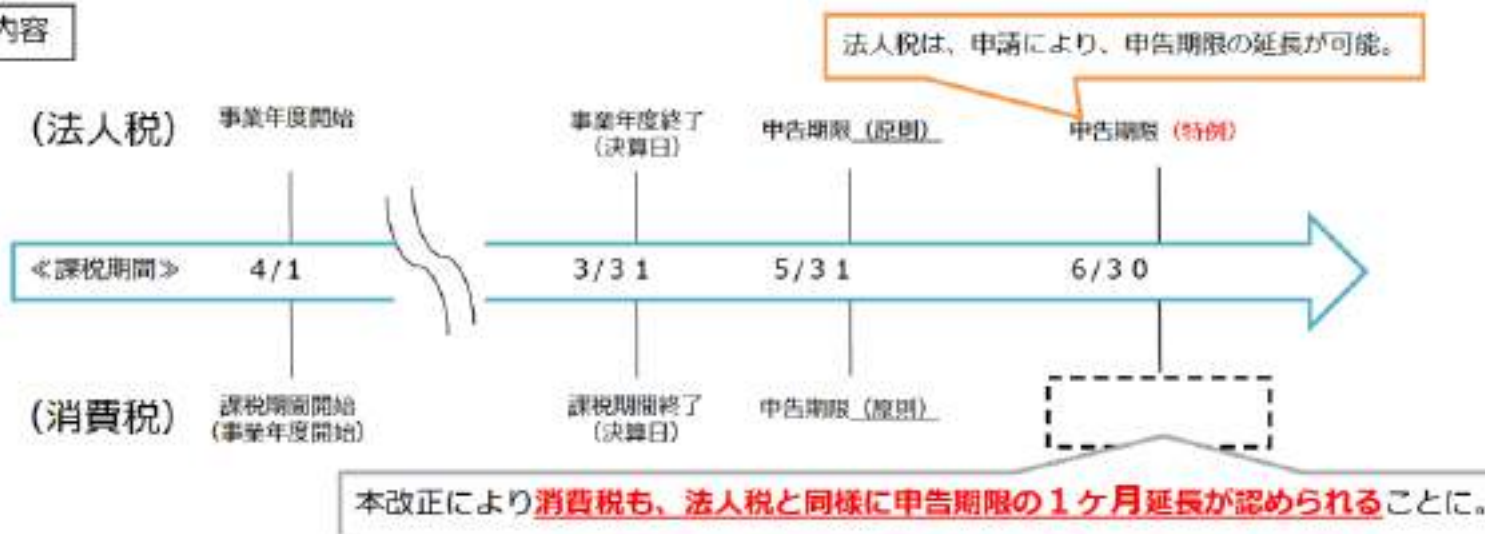


法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例の適用を受ける法人は、消費税の確定申告書の提出期限を延長する旨の届出書を提出することで、**消費税及び地方消費税の確定申告書の提出期限を1ヶ月延長することができることになりました。**

提出期限の延長は、届出書の提出をした日の属する事業年度以後の各事業年度の末日の属する課税期間に係る確定申告書について適用されます。本税と合わせて、延長された期間に係る利子税の納付が必要となります。この改正は、2021年3月31日以後に終了する事業年度の末日の属する課税期間から適用されます。

働き方改革関連法が順次施行される中、企業には非効率な業務プロセスの見直し等を行い、より一層従業員の生産性を向上させるための取組みが求められています。企業の事務負担の軽減を図る観点から、本特例が創設されました。

改正内容



経済産業省「2020年度
経済産業関係 税制改正について」より引用



3-3-1 居住用賃貸建物の取得等に係る消費税の仕入税額控除制度等の適正化

〈改正の背景〉

住宅の貸付けは、消費税が課税されない非課税取引です。そのため、賃貸住宅を購入した際に支払う消費税は、仕入税額控除の対象となりません。ところが、金の売買取引などを繰り返すことで課税売上割合を上げ、消費税の還付を受けるというスキームが散見されました。そこで、**1,000万円以上の居住用賃貸建物については、仕入税額控除を認めない**こととなりました。

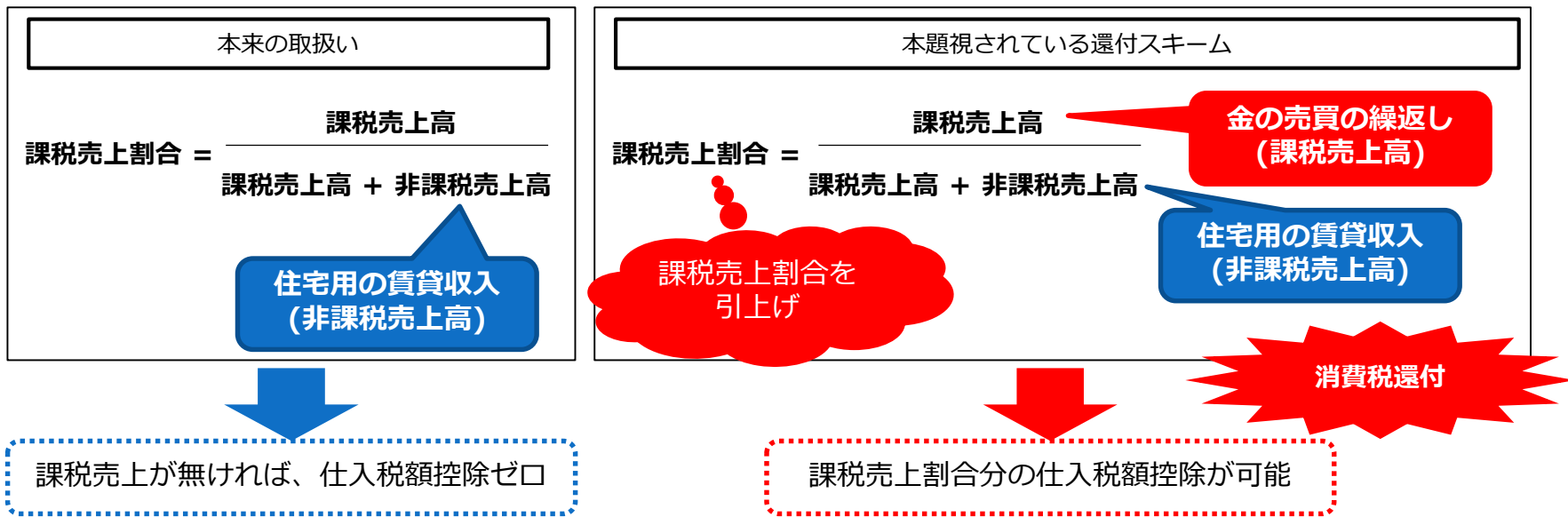
〈改正の内容〉

(1) 仕入税額控除制度の見直し

① 1,000万円以上の居住用賃貸建物については、**仕入税額控除の適用は認められません**。

ただし、賃貸用ではない部分については、仕入税額控除の対象とされます。

※ 賃貸用でない部分・・・無償で社員寮として使用するために取得した建物、販売用に取得した建物など



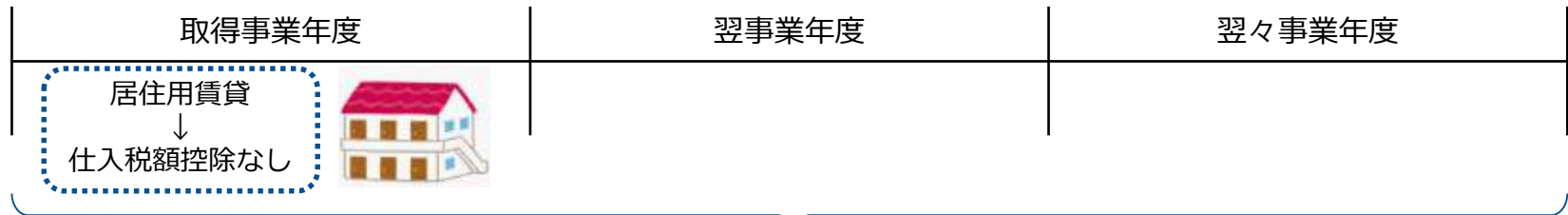


3-3-2 居住用賃貸建物の取得等に係る消費税の仕入税額控除制度等の適正化

〈改正の内容〉

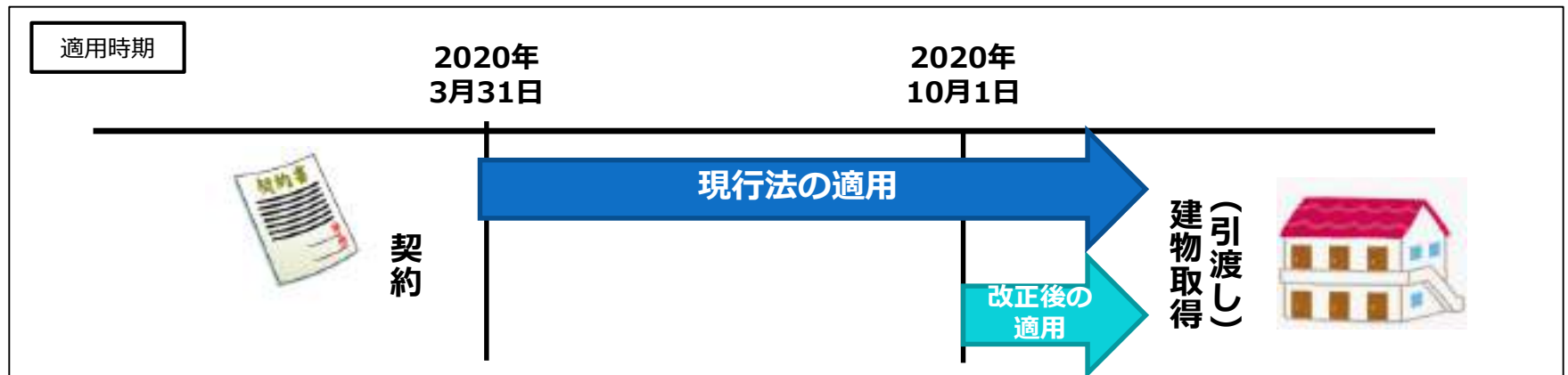
(1) 仕入税額控除制度の見直し (続き)

② ①により仕入税額控除の適用が認められなかった居住用賃貸建物を、一定期間内(注)に、住宅以外の貸付または譲渡した場合には、それまでの貸付けの実績などに応じて計算した額を**仕入控除税額に加算して調整**します。



この期間中に、住宅以外(店舗など)の貸付に変更した場合
または譲渡した場合には、仕入税額控除の調整計算をします

(注)一定期間内とは、その取得の日から同日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間の末日までをいいます。





3-3-3 居住用賃貸建物の取得等に係る消費税の仕入税額控除制度等の適正化

〈改正の内容〉

(2) 消費税の非課税取引となるかどうかの判定方法の変更

非課税取引となる住宅の貸付は、契約で住宅用と明記されている場合に限られていましたが、改正により、契約で明記されていなくても、**建物の状況などから住宅用であることが明らかと判断される場合には、消費税が非課税**となります。



(3) 納税義務の免除・簡易課税制度の選択の制限する措置の補完

免税事業者であった期間中に取得した1,000万円以上の高額特定資産である棚卸資産について、「納税義務の免除を受けないこととなった場合の棚卸資産の消費税額の調整」を受けたときは、その調整措置を受けた課税期間から**3年間、免税事業者・簡易課税制度への変更ができなくなります**。

高額特定資産の購入	1年目	2年目	3年目
免税事業者	課税事業者 (原則) ※前提	課税事業者 (原則) ※ 強制	課税事業者 (原則) ※ 強制



高額特定資産購入、
期末棚卸資産に計上

期首の棚卸資産(高額特定資産)
について、消費税額の調整



3-4 外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充

免税販売手続が可能で一定の基準を満たす自動販売機を設置した場合、その自動販売機の設置に関する免税店の許可については、人員の配置を不要とする措置が講じられます。

制度開始時期（予定）2021年10月1日から

(現行)



(追加)



自動販売機で行う場合
の手続の一例

- パスポートの本人確認
→顔認証機能で代替
- パスポート情報の読取
→文字認識機能で代替

【許可要件】

免税販売を行うための人員の配置等が必要

人員の配置等が不要になります